

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

第8次医療計画の6事業目 新興感染症に関する対応内容案 【総論】

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2023年3月9日 第23回第8次医療計画等に関する検討会「意見のとりまとめ（新興感染症・まん延時における異様）（案）」
：2023年2月2日 第22回第8次医療計画等に関する検討会「6事業目（新興感染症対応）に係る医療計画策定等にあたっての対応の方向性（案）」
：2022年12月19日施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
：2022年3月4日 第7回第8次医療計画等に関する検討会「第8次医療計画、地域医療構想等について」

資料No. 2023510-2043(1)

本資料は、2023年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

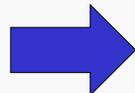
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性が再認識されました
- 今後の新興感染症等の感染拡大時にも機動的に対策を講じられるよう、医療法の改正により、2024年度から始まる第8次医療計画から医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加され、5疾病6事業となります
- 「新興感染症等の感染拡大時における医療」を実効性のあるものにするため、「医療計画策定等にあたっての対応の方向性」について検討が進められています
- 医療計画を策定する際の対応として、都道府県と医療機関との間で病床確保等の協定を結ぶことにより、医療を確保することとしています
- 感染症法でも、感染症指定医療機関の他に協定指定医療機関が明記され、医療計画に沿って対応することとなりました
- 今後、医療計画に対応する医療機関ならびに薬局等は、新興感染症拡大防止に向け、都道府県との協定を締結し、体制を整えることが求められます

医療計画とは、医療法の規定により、都道府県が医療体制確保のために定める計画です

● 令和3年の医療法改正により、第8次医療計画から医療計画の記載事項として、新興感染症への対応に関する事項が追加されました

第7次医療計画で定めた事項

5 疾病	5 事業
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療



第8次医療計画（2024年度～2029年度）では 5事業から6事業に

5 疾病	6 事業
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療
—	新興感染症等の感染拡大における医療

参考

医療法

第30条の4
都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

医療計画

地域の現状、医療従事者の確保、基準病床数、5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制などを定めた都道府県ごとに定める医療施策上の計画

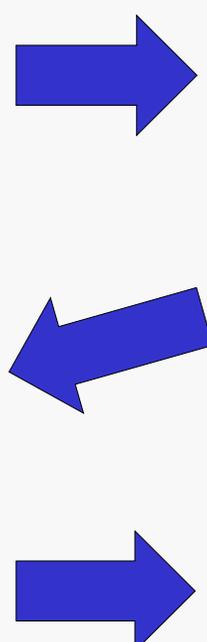
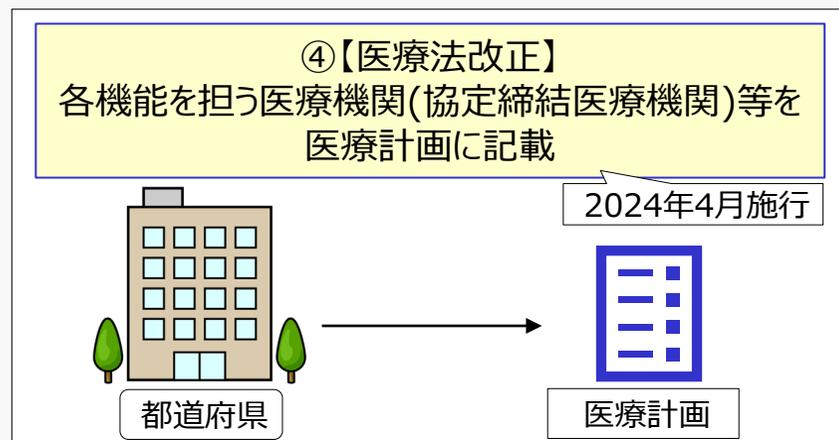
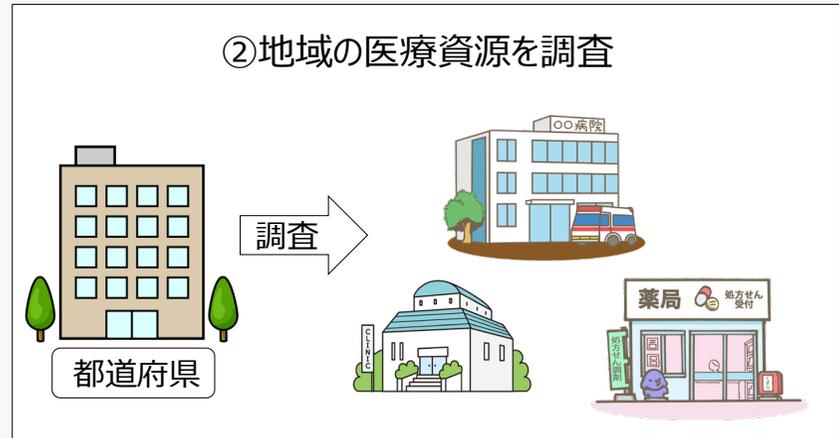
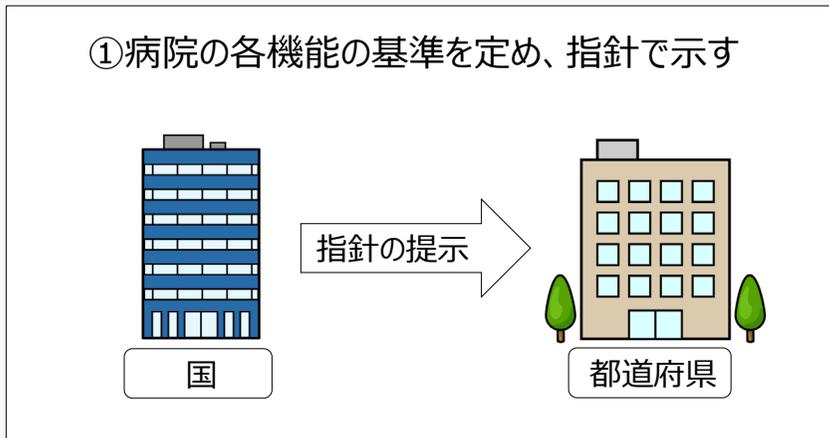
2018年以降6年毎に一度見直される

第8次医療計画は、2021年度より6事業化に向けて議論が進められ、2022年度の医療計画作成指針等の改定において報告書が取り纏められ、改正の内容が通知されました
 今後、2023年度には第8次医療計画が策定され、2024年度より計画が開始される予定です。

		医療計画	新興感染症
2021年度	4月~6月	医療部会（6月3日） 第8次医療計画等に関する検討会 開催	
	7月~9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 感染症対策に関する検討の場と 連携しつつ議論 </div>
	10月~12月		
	1月~3月	・総論（医療圏、基準病床数等） ・各論（5疾病、6事業、在宅等） について各検討会等での議論の報告	
2022年度	4月~6月		
	7月~9月		
	10月~12月	報告書取りまとめ （基本方針改正、 <u>医療計画作成指針等の改正</u> 等）	
	1月~3月	基本方針改正（告示） <u>医療計画作成指針等の改正（通知）（新興感染症以外）</u>	
2023年度		第8次医療計画策定（5月予定）	
2024年度		第8次医療計画開始（～2029年度）	
2025年度			

本資料は、2023年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 感染対策を進める上で下記の順序で医療計画が策定されます
- ① 国から各基準が定められたうえで、
- ② 都道府県がその地域の医療資源を調査し、
- ③ 都道府県と医療機関との間で協定を締結します
- ④ 都道府県は締結した医療機関について、2024年4月からの医療計画に記載します

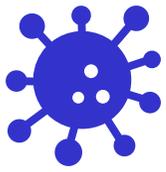


● 感染症法にて、各分類に合わせた感染患者の受入医療機関は指定されていますが、これとは別に感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制を整備するため、都道府県と医療機関等の中で医療確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されました

感染症法	
特定感染症指定医療機関	
概要	新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関
第一種感染症指定医療機関	
概要	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
第二種感染症指定医療機関	
概要	二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
結核指定医療機関	
概要	結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局
【新設】 第一種協定指定医療機関 【医療計画】協定締結医療機関（病床関係）	
概要	患者の入院を受け入れる内容の通知を受けた医療機関又はその内容の協定を締結した医療機関であって、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の入院を担当させるもの
【新設】 第二種協定指定医療機関 【医療計画】協定締結医療機関（発熱外来関係、自宅療養者等）	
概要	発熱外来又は宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する内容の通知を受けた医療機関又はその内容の協定を締結した病院若しくは診療所又は薬局であって、外出自粛対象者の医療を担当する医療機関

- 想定する新興感染症とは、感染症法に定める感染症（新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症）を基本とし、医療計画の策定は国内外の最新の知見を踏まえ新型コロナウイルス感染症の対応を念頭に取り組むこととされています
- 想定と大きく異なる場合は、政府が方針を提示しますが、都道府県と医療機関は感染症の特性に合わせて協定内容を見直すこととされています

医療計画で対応する新興感染症とは…



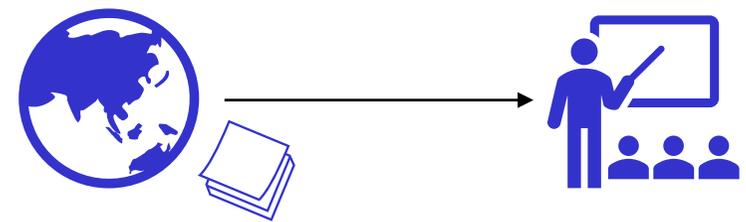
感染症法で定める

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症
- ・新感染症

を基本

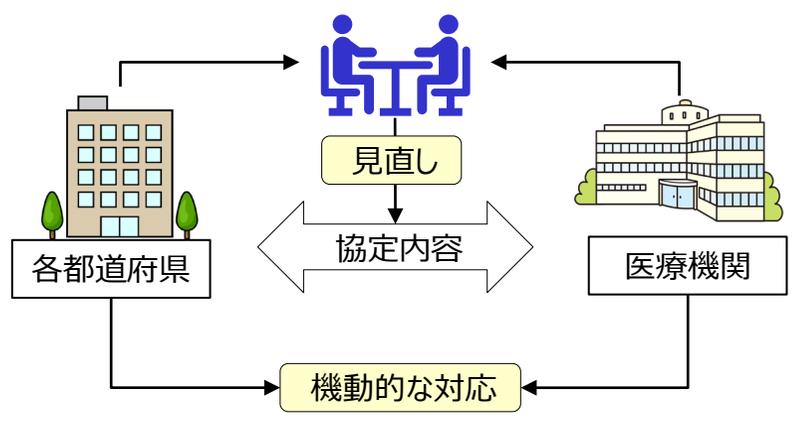
医療計画の策定に当たって…

・感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む



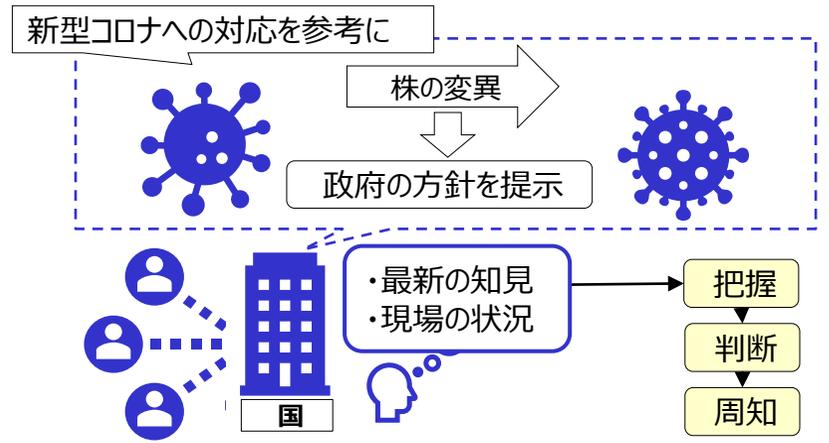
感染症が「事前の想定とは大きく異なる」場合…

その感染症の特性に合わせて、都道府県と医療機関は、協定内容の見直し等機動的に対応する



「事前の想定とは大きく異なる」事態の判断について…

国は国内外の最新の知見や現場の状況を把握しながら、適切に判断し周知する



● 検討中の医療計画では、新興感染症が発生した場合（公表前）は、まず感染症法で指定されている医療機関が対応し、流行初期（公表後）は感染症法で指定された医療機関と共に医療計画で協定を締結した医療機関を中心に対応することとなっています

感染症のステージ

新興感染症が発生
(公表前)

感染症法で**指定**された**下記の医療機関**が対応

【対応医療機関】

- 特定感染症指定医療機関
- 第一種感染症指定医療機関
- 第二種感染症指定医療機関

新型コロナ対応で指定されている医療機関は345医療機関
(令和4年12月時点)



流行初期
(公表後)

医療計画で**特別協定を締結**した**下記の医療機関**も対応

【対応医療機関】

- 流行初期医療確保付き協定締結医療機関

3か月程度



感染症指定医療機関も、医療計画の協定を締結することは可能

補助金や診療報酬臨時特例
が整ってきた段階

医療計画で**協定を締結**した**公的医療機関等を中心**に対応

【対応医療機関】

- 協定締結医療機関（公的医療機関等が中心）

3か月程度

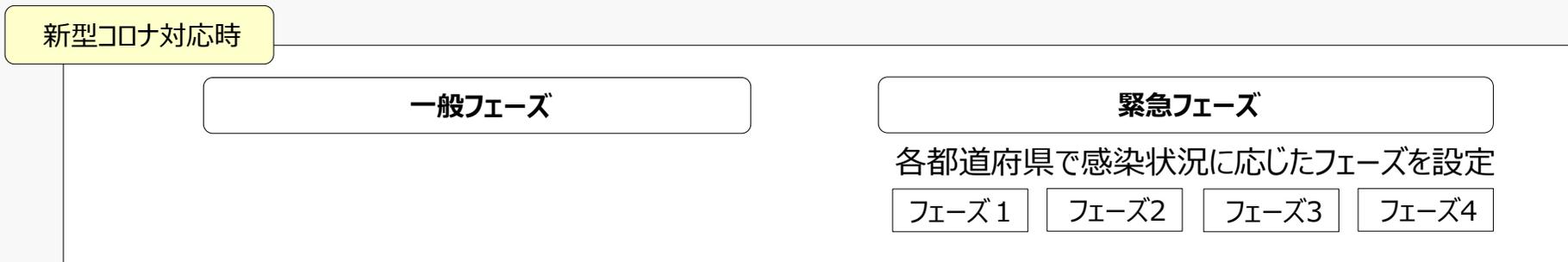


一定期間経過後

順次速やかに全ての協定締結医療機関も対応を目指す

流行状況（フェーズ）に応じた対応

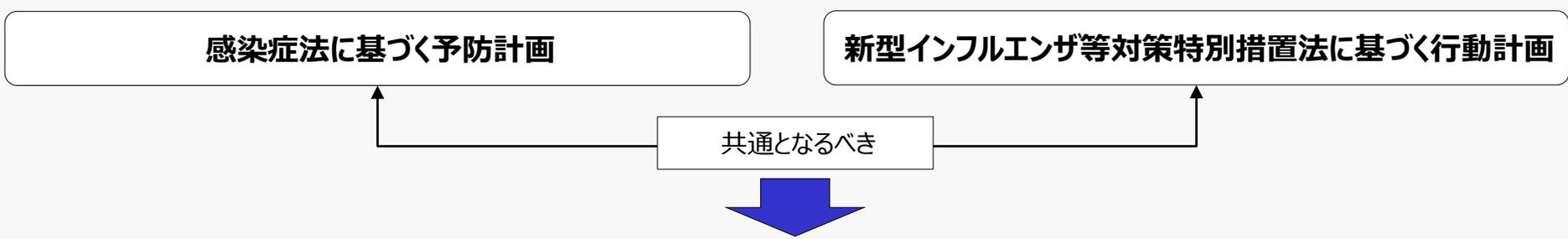
● 新型コロナ対応でフェーズごとに病床数を確保する計画を立てていたことを踏まえ、新興感染症対応においても流行初期の一定期間経過後から新型コロナと同様の考え方に沿って対応をすることとしています



基本的に、流行初期の一定期間（3か月程度）経過後から、新型コロナ対応と同様のフェーズの考え方に沿って対応

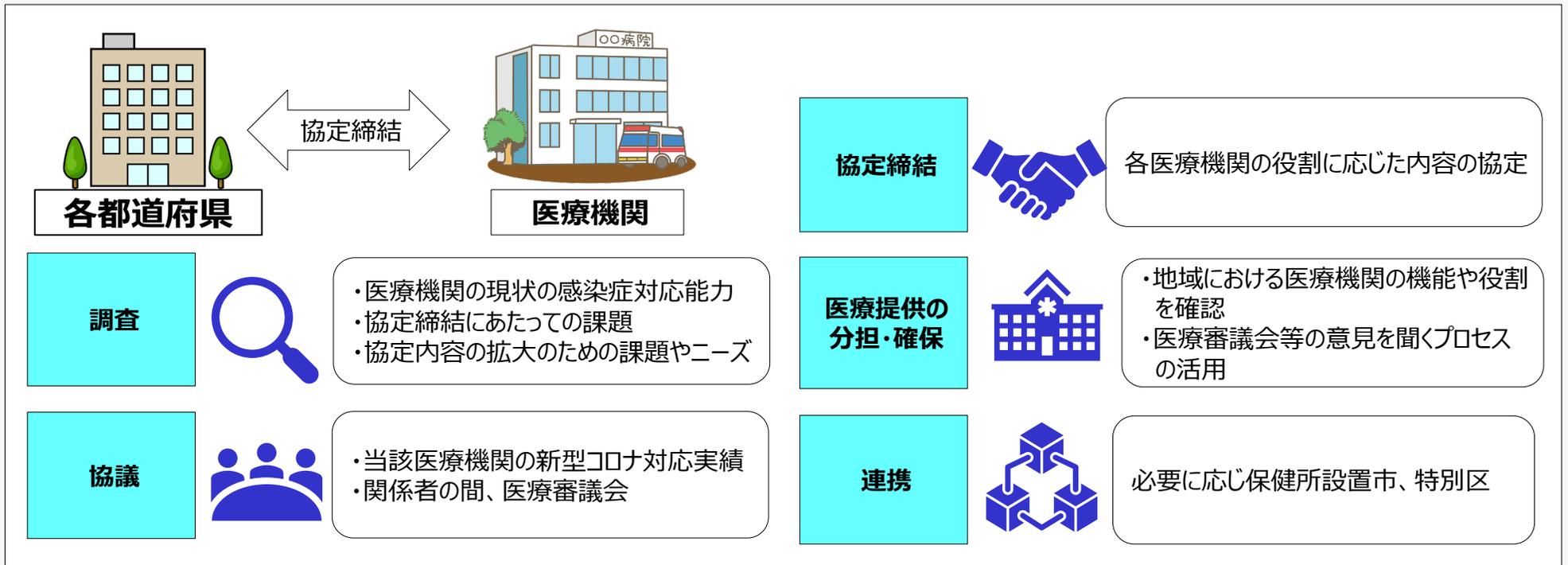
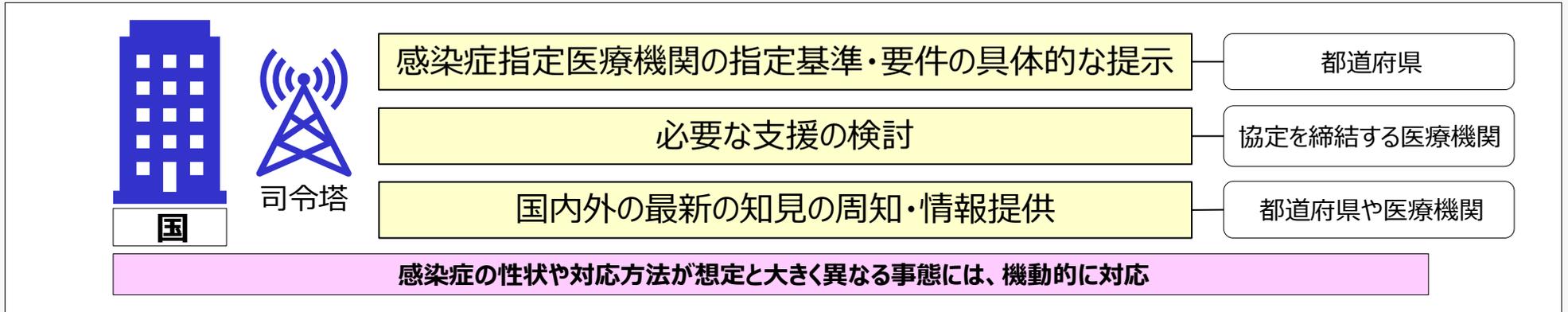
感染症法の予防計画や新型インフル特措法の行動計画との整合性

● 医療計画の指針の策定にあたっては、感染症法の予防計画と新型インフルエンザ等対策特別措置法の行動計画と共通となるべきとの考え方に基づき、これらの指針等との関係・整合に留意することとしています



医療計画の指針に当たっては、これらの指針等との関係・整合に留意する

- 都道府県と医療機関との協定締結に当たって都道府県は、国からの提示や情報提供に沿った上で、医療機関の能力等の調査の他、協議などを踏まえて、各医療機関の役割に応じて協定を締結します





薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>